



20生畜第1817号
平成21年2月27日

社団法人日本冷凍食品協会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
総合食料局食品産業振興課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

これまでの我が国の高病原性鳥インフルエンザの発生に際しましては、正確な情報の伝達や適切な流通の確保につき御理解及び御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日、愛知県下のうずら飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたところであり（別添プレスリリース参照）、現在、愛知県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置を的確に講ずることとしているところです。これらの防疫措置は、うずらや鶏など家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

本病に関する正確な知識の普及については、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及について」（平成16年12月10日付け16消安第7217号農林水産省消費・安全局衛生管理課長・生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及について」（平成17年6月27日付け17消安第3035号農林水産省消費・安全局衛生管理課長・生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）等において御協力をお願いしたところです。

うずらや鶏といった家きんの卵又は肉の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

また、消費・安全局長からは、都道府県知事に対して、本病のまん延防止に向けた監視体制の強化に関する通知が発出されましたので、参考として送付いたします。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの卵及び肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産のうずらや鶏の卵及び肉の取扱いにつきまして、「〇〇県産のうずらの卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。